

稲城市サッカー連盟顕彰規定

平成28年3月24日 制 定

下記の事績を達成した団体もしくは個人にはその功績を称え顕彰状を授与することができる。

1. 全国大会に出場した加盟団体
2. 主力選手として出場し全国大会で第3位以上の成績を収めた加盟団体出身者
3. 日本代表選手として招集され国際大会に出場した加盟団体出身者
4. 会長が前記に準じる事績を達成したと認める団体もしくは個人

加盟団体出身者とは、かつて少年の部、中学の部の加盟団体で活動していた者で現在も市内在住か在学もしくは在勤者に限るものとする。

付 則（平成28年3月24日制定）

本規定は、議決のあった日から施行する。